

老人クラブ傷害保険 新型コロナウイルス感染症の補償変更について

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。特に罹患された皆さまには一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の「五類感染症」移行にともない、「老人クラブ傷害保険24時間型」付帯の「特定感染症危険補償特約」について、新型コロナウイルス感染症が補償対象外となりますのでご案内いたします。

保険始期日に関わらず、令和5年5月8日（月）以降の発病は保険金のお支払い対象とはなりませんので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症以外の特定感染症は引き続き補償対象です。

【ご注意】

令和5年5月7日（日）以前に発病された場合は、保険金請求ができます。お早めに「老人クラブ傷害保険ケガ（傷害事故）の届出用紙」を東京海上日動火災保険(株)までご郵送ください。

【この件に関するお問合せ先】

- 全国老人クラブ連合会保険係 03-3597-8770

【取扱保険会社】 東京海上日動火災保険(株)医療・福祉法人部